

2024 見本市等出展支援事業

国内外問わず、自社製品・技術力などを広く紹介するために開催される見本市、フェア、展示会などに出展する経費の一部を補助します。

補助対象者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。 <ul style="list-style-type: none">・ 製造業または情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。・ 区内に本社または主たる事業所を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業者。・ 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。・ 法人都民税（個人事業者の場合は特別区民税）を滞納していないこと。
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・ 補助を受けようとする年度内に見本市等へ出展し、経費の支出を行うこと。・ 同一の見本市等を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。・ 前年度に当補助金の交付を受けていないこと。・ 自社の製品、技術等を出展するものであること。・ 出展する見本市等が一般消費者への販売が主目的ではないこと、または自社開催ではないこと。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 出展料・ブース代 ※当年度出展分について前年度中に支払った経費も対象・ 搬入搬出経費・ 展示装飾費 ※ポスター・チラシ等の製作費その他の広告宣伝費は対象外・ 渡航費用 ※海外における見本市等の場合のみ ※消費税等の間接経費は対象外です
補助限度額	25万円 ※海外見本市の場合は30万円
補助率	2分の1
件数	国内：20件程度 海外：2件程度 ※いずれも先着順
補助対象期間	2025年2月28日まで ※出展が3月となる場合は、必ず事前にご相談ください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書・事業収支報告書・ 企業概要…会社案内、自社HP等（会社設立年月、資本金又は従業員数を記載）・ 見本市等への出展が確認できるもの 例：見本市等のHPで開催概要がわかるもの、出展企業一覧、会場マップ、チラシなど・ 直近の法人都民税（個人事業者の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる納税証明書、又は非課税証明書・ 補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込明細書、ネットバンキング等の写し）・ 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの） ⇒A4サイズの交付決定通知書を三つ折り一枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区 産業振興課 商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL：03-5390-1235 FAX：03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→

